

---

## 7078. 本船・ふ中扱い承認申請

---

業務コード	業務名
HFC	本船・ふ中扱い承認申請

## 1. 業務概要

システムに登録されている貨物情報を使用し、本船・ふ中扱い承認申請を行う。

システムは、本船・ふ中扱い承認申請を「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかに選定する。

「簡易審査扱い」に選定された申請は、即時に承認となる。

「書類審査扱い」に選定された申請は、税関が行う「本船・ふ中扱い承認申請審査終了（HFX）」業務により承認または無効となる。

本業務は、税関の開庁時間にかかわらず行うことができる。

## 2. 入力者

通関業

## 3. 制限事項

なし。

## 4. 入力条件

### (1) 入力者チェック

①システムに登録されている利用者であること。

②本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、本船・ふ中扱い承認申請事項登録を行った利用者と同一であること。

③申請識別に輸出貨物を選択した場合は、貨物情報DBに登録されている申告予定者と同一であること。

### (2) 入力項目チェック

#### (A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

#### (B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

### (3) 本船・ふ中扱い承認申請DBチェック

本船・ふ中扱い承認申請番号が入力された場合は、以下のチェックを行う。

(A) 入力された本船・ふ中扱い承認申請番号が本船・ふ中扱い承認申請DBに存在すること。

(B) 本船・ふ中扱い承認申請がされていないこと。

### (4) 貨物情報DBチェック

(A) 申請識別に輸入貨物を選択した場合は、以下のチェックを行う。

(a) 入力されたB/L番号が貨物情報DBに存在すること。

(b) 輸入貨物であること。

(c) 輸入申告等がされていないこと。（予備申告を除く。）

(d) 蔵置場所に貨物が蔵置されていないこと。（「簡易貨物情報登録（SCR）」業務により登録された貨物の場合を除く。）

(e) SCR業務により登録された貨物の場合は、登録されている蔵置場所は本船・ふ中扱いに対応する蔵置場所であること。

(f) 本船・ふ中扱い申請中の旨が登録されていないこと。

(g) 本船・ふ中扱い承認または本船・ふ中扱い無効の旨が登録されていないこと。

(h) 以下の登録がされていないこと。

①「本船・ふ中扱い承認」

②「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」

(i) 貨物手作業移行されていないこと。

- (B) 申請識別に輸出貨物を選択した場合は、以下のチェックを行う。
- (a) 入力された輸出管理番号が貨物情報DBに存在すること。
  - (b) 輸出貨物または積戻し貨物であること。
  - (c) 特定輸出貨物、特定委託輸出貨物または特定製造貨物でないこと。
  - (d) 輸出申告等がされていないこと。
  - (e) 登録されている搬入予定先は、本船・ふ中扱いに対応する蔵置場であること。
  - (f) 本船・ふ中扱い申請中の旨が登録されていないこと。
  - (g) 本船・ふ中扱い承認または本船・ふ中扱い無効の旨が登録されていないこと。
  - (h) 以下の登録がされていないこと。
    - ①「本船・ふ中扱い承認」
    - ②「本船・ふ中扱い承認申請手作業移行」
  - (i) 貨物手作業移行されていないこと。

## 5. 処理内容

### (1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-0000-0000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-0000-0000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

### (2) 本船・ふ中扱い承認申請番号の払出し処理

本船・ふ中扱い承認申請番号を払い出す。

### (3) 申請先官署決定処理

(A) 税関の指示により申請先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申請先官署とする。

(B) 申請先官署コード欄に入力がない場合は、以下の項番の順で決定する。

項番	処理	決定されるあて官署コード
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①申請識別に輸入貨物を選択 ②入力者が認定通関業者である ③船卸港コードまたは係留場所コードの管轄税関官署に認定通関業者用申請官署に変換を行う旨が登録されている ④入力者について認定通関業者用申請官署がシステム登録されている	認定通関業者用申請官署
2	以下の条件をすべて満たす場合 ①申請識別に輸出貨物を選択 ②入力者が認定通関業者である ③船積港コードまたは係留場所コードの管轄税関官署に認定通関業者用申請官署に変換を行う旨が登録されている ④入力者について認定通関業者用申請官署がシステム登録されている	認定通関業者用申請官署
3	申請識別に輸入貨物を選択した場合	船卸港コード及び係留場所コードに基づく申請先官署
4	申請識別に輸出貨物を選択した場合	船積港コード及び係留場所コードに基づく申請先官署

### (4) 申請先部門決定処理

申請先部門コード欄に入力がない場合に、代表品目番号に基づき申請先部門を決定する。

(5) 審査区分選定処理

申請内容に基づき、「簡易審査扱い」または「書類審査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

(6) 本船・ふ中扱い承認申請DB処理

①本船扱い承認申請された旨またはふ中扱い承認申請された旨を登録する。

②前記の審査区分選定処理で「簡易審査扱い」に選定された場合は、本船扱いが承認された旨またはふ中扱いが承認された旨も併せて登録する。

(7) 貨物情報DB処理

①本船扱い承認申請された旨またはふ中扱い承認申請された旨を登録する。

②前記の審査区分選定処理で「簡易審査扱い」に選定された場合は、本船扱いが承認された旨またはふ中扱いが承認された旨も併せて登録する。

(8) 添付ファイル管理DB処理

入力された本船・ふ中扱い承認申請番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

①本船・ふ中扱い承認申請がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。

②前記の審査区分選定処理で「簡易審査扱い」に選定された場合は、承認された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(9) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
本船・ふ中扱い承認申請 控情報	「書類審査扱い」となった場合	入力者
本船・ふ中扱い承認通知 情報	「簡易審査扱い」となった場合	入力者
本船・ふ中扱い承認申請 情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイル管理DBに申告等番号に係る情報が 存在する ②本船・ふ中扱い承認申請情報（レコーダ）を出力 する場合	税関（通関担当部門）